

## 別紙

## 公開概要書

受付日	令和7年6月13日	回答日	令和7年6月20日	担当課	税務課
意見等の内容	<p>市民税・県民税の納付書について</p> <p>① 枚数が多すぎます。納付書の裏面に、しかも読みづらい水色で印刷されています。誰が読みますかね。よく役所は「書いてあるから」と言われますが、その前に、読まれ易い文面にしてから言って頂きたい。お役所の自己満足です。1枚、A4版の用紙に、黒文字（赤のラインを入れて強調して頂いても良いと思います）で印刷された方が読めますよ。益田はご年配の方が多土地柄です。「書いてあるから。1回のことだから」で済まして良いのでしょうか。枚数は印刷関係で決まっているそうですが、内規なり規約なりの法律を変えても良いのではないのでしょうか。もっと簡素化を目指して、国民、市民に分かりやすくして下さい。</p> <p>② 「65歳を過ぎて、初めて年金を貰う方は、引き落としの場合、1回目、2回目は納付書で。」この件は日本年金機構にもメールを差し上げますが、本件もかなり以前からこのシステムのようなですね。なぜ、継続させるために悪しき慣例を変えませんか。内規なり規約なりの法律なのですが、この納付書を頂いた方、悩めますよ。65、66歳の方ですよ。皆さんは本件を扱われている方ですから、該当年齢に達したとき、該納付書を頂いてもすぐに納得させるでしょうが、知らない方から見ればね、ということです。</p> <p>考えて頂きたいと思うからメールを差し上げています。</p>				
回答の内容	<p>まず、①の市民税・県民税・森林環境税 税額決定納税通知書（以下、「通知書」といいます。）については、次のとおり検討をしてきたと報告を受けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式サイズ等を変更した場合の郵券料及び印刷コストへの影響</li> <li>・通知書に記載すべき内容が地方税法等により規定されていること</li> <li>・納付書は全期分納付書を含め、5枚は郵送する必要があること</li> <li>・経費削減のため、全庁的に封筒を統一していること</li> <li>・同一の重量の場合、郵便料金の割引適用があること</li> <li>・限られたスペースではあるが、可能な限り分かりやすく見やすい工夫が必要であること</li> <li>・説明文等の色は、色覚障がいの方等に配慮する必要があること等</li> </ul> <p>以上を踏まえ、現在の様式としているとのことです。</p> <p>なお、来年度以降、全国的に統一された標準様式となる予定ではありますが、ご意見も参考にさせていただき、改めて、市民の皆様に分かりやすい通知書となるように検討するよう指示しております。</p> <p>次に②の初めて公的年金特別徴収（年金天引き）となる方の制度についてお答えします。</p> <p>個人の市県民税の通知書は地方税法等により、納期限（6月末）前10日までに交付することとされていることから、本市を含め、全国の多くの自治体で毎年6月に送付しています。一方、日本年金機構等からの年金支給月は、原則、偶数月であることや全国の自治体からの公的年金特別徴収に係る日本年金機構等の事務処理等を考慮し、10月からの特別徴収とされているところです。併せて、納税負担軽減の考え等から納付書で納税していただくこととなっています。本制度は地方税法に基づき実施されており、制度変更等は困難ではありますが、周知等につきましては、引き続き、納税者の皆様ご理解しやすい方法等を検討してまいります。</p>				